

# 湖水船奉行

——芦浦観音寺第九世詮舜を中心に——

藤田恒春

琵琶湖上の舟運に関する一切の管理権を、一特定の寺院が天正二年（一五七四）に掌中にし、貞享二年（一六八五）五月まで約一世紀にわたって維持し続けたことは、我が国の寺院史上希有な事実であった。

琵琶湖上の舟運利用は古代まで遡及するが、それが制度的に統制・管理されるに至ったのは、織田信長の天下統一期のことであった。そして、天正二年それまで湖水船奉行（以下船奉行と略す）の地位にあった早崎平蔵を罷免し、観音寺第七世慶順（生年不明、天正五年正月示寂）にそれを移管したことにより、寺院の船奉行という独特の型態が始まった。

かかる特異な性格を持つ観音寺の中で第九世詮舜（天文八年出生、慶長五年二月示寂）は、豊臣秀吉の厚遇を蒙り近江蔵入地代官をも兼任し、山門再興に尽力し、天正二

〇年（一五九二）に始まる朝鮮出兵時には名護屋に在陣するなど、後世の観音寺の地位を不動ならしめた。本稿では、この詮舜を中心にして船奉行の具体的な職掌と観音寺がこれに任命されるに至る歴史的背景等について考察する。

なお、観音寺の寺観及び詮舜の行業等については稿を改めたい。豊臣政権の蔵入地支配の問題では既に岩沢愿彦氏が先鞭をとられているので、観音寺の蔵入地支配についても割愛する。

一

琵琶湖上の舟運を支配した船奉行の沿革については既に『滋賀県史』『大津市史』等で考証されているが、その支配の具体的な実態に関してはまだ解明されたとはい

い難い。琵琶湖の舟運支配に関しては、中世初期から延暦寺・三井寺等が湖岸の浦々に関を設け、関銭を徴収していたことが知られており、また琵琶湖最狭部に位置する堅田は「その地在在の諸侍特権を有し、早く南北朝時代から湖上権を掌握」していたと言うように、特に山門が衰退の兆候を見せ始める文安年間（一四四四〜四八）以降琵琶湖の湖上権を支配していた。

ここでは、この湖上権が織田信長の上洛以後の天下統一過程の中で後退させられ、織田政権の流通支配策のもとで再編され、船奉行支配下に置かれた事実を踏まえ、まず堅田の湖上特権の実像について簡述する。

堅田がその地理的好条件から「渡」的な姿を見せるのは、平安後期の永承六年（一〇五二）「結解注進」に「堅田渡酒直一斗五升」とあるのが初見である。降って応永四年（一三九七）には、湖北菅浦と「海上相論」を繰りひろげ、永正十七年（一五二〇）には沖島・奥島を「可為直務代官職」としている。と同時に、戦国期堅田は「海賊」として名を馳せ、「當堅田湖九十九浦知行ハ、尼前カ浜ニ、波ヤライノ石ヲ長々トツキ出ス、ナキサニハトイニサイカシヲウヘタリ、上下ノ船ニ海賊ヲカクルナリ、浦々ノ船モトヲリカ子テ、堅田ニヨキエンヲ一人ツ、相定モテ」云々とあるように、琵琶湖の舟運を専横するに至る。このことが堅田の湖上特権を承認させる契機となり、「その結果生じたのが『上乗り権』とも言うべき二

次的特殊権益」であった。この「上乗り権」は、「海賊ヲカクル」行為を避けるために、航行する船が堅田の住人乗り込ませ、その安全確保を保証させたことよって生じた特殊な権益であったと言える。堅田の湖上特権は、右の「上乗り権」とともに「漁業権」「関務権」「運送権」の四つを包括したもので、琵琶湖上の一切の権利を総称するものであった。堅田は、信長の近江侵攻時に看過されるはずはなく、永禄十二年（一五六九）正月に信長は次のような「定書」を下している。

定 堅田中

- 一、當所前々のことく相違有へからざる事
- 一、諸浦保役前々のことく可令納所事
- 一、諸公事免許たるうへは、借錢借米並うりかひのかけせんいづれも不可為弃破事
- 一、所々にこれある當所知行分、異儀有へからざる事
- 一、廻船に非分申かくるやからこれあらはかたく可申付、并他所にをひて對當所質かなふへからざる事

右条々於違背之輩者、可加成敗者也、仍状如件

永禄十二年正月十九日 信長（朱印）

第五条において堅田の舟運支配権を安堵し、全体として堅田の既得権である湖上特権をそのまま安堵している。さらに天正十一年（一五八三）には、浅野長吉により

「於諸浦荷物旅人諸商買並獵すな取之事」「當津船夫陣夫之事」「公事船之儀、我々折紙次第其津江可申付候間、可令馳走、從當津之廻船於何方茂召仕事」と確認される。この一連の堅田の湖上特権保護は、信長・秀吉の流通支配策にかかわるものであり、「廻船」の自由を保障する代償として要請次第に船を出すことを命じているわけである。堅田の湖上特権は、天正十五年（一五八七）に秀吉の「大津百艘船」の設置により喪失する。しかし、漁業におけるそれは、江戸時代を通じて保有し、「諸浦の親郷」として残ることとなった。

以上堅田の湖上特権について述べたが、この特権には包含されていないものとして船一艘ごとの船改めのなもの、言い換えれば船そのものに対する管理権があったか否かの問題がある。「信長以前にあっては湖上取締の任に当るもの全くなしと断じ得ないが、実は名義のみに過ぎず（中略）信長に至って始めて湖上船奉行なる職名を見る事が出来る」と指摘されているように、湖上の取締などは船奉行の管理するところであった。船改め及び湖上取締等の湖上での行政管理権は、船奉行の設置、とりわけ天正二年（一五七四）観音寺慶順が就任することにより行使されるが、これについては以下に述べて行く。

## 二

船奉行と観音寺の関係を述べる前に、船奉行職の沿革

について触れねばならないが、これは先に述べたように必ずしも明らかではない。「大津百艘船由来」に拠れば、天文十四年（一五四五）に船奉行に早崎平蔵、船改めに速水江助を任命したことが分る。ただ、この船奉行を設置したのは、「江州湖水船御奉行之次第」に拠ると「江州管領佐々木義實卿ヨリ附之」とあって、守護六角（佐々木）氏の領国経営の一機関であったとも考えられるが、委細は不明である。

早崎平蔵の後を受けて就任するのが既述の観音寺慶順であった。しかし、何故天正二年に観音寺へ移管されたのか、或いは織田信長による舟運支配の統制上からこの任免が行なわれたのか、それらの事情も明らかではないが、後述するように、信長の近江平定にともなつて観音寺が船奉行に就任せしめられたと考えるのが妥当であると思う。

観音寺が船奉行に就任する前提には、これ以前からすでに湖上舟運に関係していたであろうことが考えられる。「観音寺由緒」によると、第四世清俊（明応九年一〇月示寂）任職中「足利將軍時代ヨリ湖水管船ノ事ヲ命ゼラレタル旨ヲ伝フ」とあり、享徳二年（一四五三）足利義政によって寺領を安堵され、明応七年（一四九八）に守護六角氏から日吉月次奉幣代官を次のように命ぜられている。

芝浦<sup>（芝浦）</sup>観音寺、山王江毎月為御代官參詣、殊坂本江御

用所被仰付之間、毎度以此御過書、無其煩可被勸過由也、仍執達如件

明応七年八月廿六日

言信 (花押)  
頼安 (花押)

諸関奉行中  
同志那波

これは、日吉山王奉幣のため湖を渡るための過書であるが、このことが観音寺を舟運に關係せしめる契機であったとも言える。また『寛政重修諸家譜』に第六世秀範(天文二〇年六月二日示寂)が足利義政に仕えたとしていること等を勘案すると、既に十五世紀中頃に湖上舟運に關係していたものと推測されてくる。これが史料的に確認できるのは、年号は欠くものの永祿五年(一五六二)以降のものである次の書状によってである。

(前略) 仍雖造作之儀候、大津ニ甲賀之鶴飼居候、其所ニ杉板預置候、其方迄被取寄候者、可為祝着候、人足無之条憑入候、其板内三間此方まで被持候者、猶以可為喜悅候(下略)

七月廿三日

承禎 (花押)

蘆浦

観音寺

几下

守護六角氏から杉板の回漕を依頼された事實は「杉板」と言う性格上、輸送には陸路よりも湖上舟運を利用することは当然である。観音寺が舟運に關係していたことを示す証

左であると言える。が、この時点(永祿年間)においては、三浦周行氏が「其管掌未だ湖上の全面に及ばざりしかと思はる」と述べられているように、湖南地域で物資等の回漕に従事していたものと考えられる。なお、豊臣政権下にあつてはむしろ物資輸送(伏見城米・兵糧米)に携わっていたことが知られ、「国内各地よりする物資の運輸を総轄」したと述べられているところである。

船奉行の舟運管理権の一つとして右の諸物資の回漕管理があるが、湖上舟運全体の管理、即ち船一艘ごとの掌握(船改め)や水夫及び航路等の管理につき、その規定が明確となるのは、天正十九年(一五九二)に発給された秀吉朱印状である。もちろん、これ以前においても船の管理支配のあつたことは当然考えられる。年次未詳卯月廿六日付の竹生島惣中宛賢珍(観音寺第八世)書状には「然者御寺領早崎浦舟数帳被差越、一覽申候、役儀之義、先規之通ニ可有御座候」とあり、賢珍示寂が天正十七年二月一日であることを考えると、少なくともこれ以前から船奉行が船改めの権限を行使していたことや、「舟数帳」をもとに「役儀」を賦課していたことが知られる。右述の天正十九年に発給された湖上舟運に関する「定書」は次のとおりである。

定

江州諸浦

一、御材木其外公儀御用之船儀、面々持船奉行申付次第可出之、かり船ニて役儀不可仕之并かこ飯

米事最前如被成御定、朝妻より大津迄一人ニ卷升五合宛、舟木より大津迄一人ニ一升式合宛可下行事、

- 一、船奉行判なきふね有之は、其船主可為曲言事
- 一、諸浦ひらたふね似合の役儀可申付事
- 一、於諸浦廻船之儀、旅人商買荷物先次第ニ可相積之事

一、いつれの浦ニても猟すなとり近年可為如有米之一事

右条々於違背之族者、可被成御成敗者也

天正十九年五月 日 (朱印)

これにより近江諸浦の船は、「申付次第」で公事船として課役を義務付けられる。但し、水夫飯米は湖北朝妻と大津間を規準にして支給される(第一条)。全ての船は船奉行の判を受け(第二条)、艀船はその大きさに応じ役儀を勤め(第三条)、番折(艀折)を遵守し(第四条)、漁猟生産活動については、これを従来どおり認可する(第五条)ことが規定された。

この「定書」により、船奉行の管理する舟運支配への権能なり法規を知ることができ。しかし、これは江州諸浦へ出されたもので、豊臣政権の新たな国内流通統制の一環としての諸浦法度(船所有者に対する経済的身分制的固定化を目指したものと把握できる)であり、船奉行が直接的に関係する湖上での行政管理権等を含んではいないの

であり、船運賃の徴収権についても留保していると言わざるをえない。

前年に小田原の北条氏を倒し国内平定を終えた秀吉は、この年には統一的な全国検地を開始し、八月に兵農分離令を出すなど豊臣政権の画期的な国内統治策を展開する中であって、一月に諸国に兵船を造らせ、九月に朝鮮出兵を命じている。これらのことを考えると、右の「定書」は、同年に近江で一斉に実施された検地とならんで湖上舟運の掌握をめざしたものであり、とりわけ船一艘ごとの支配と兵農分離令に基づく水夫の独立化―朝鮮出兵のための水夫徴発―を促進させるための楨杆としたものであると言えよう。

湖上舟運へのさらに詳細な「定書」が発給されたのは慶長三年(一五九八)である。これは観音寺へ発給されたものであるから、この「定書」こそ船奉行の舟運管理法規に相当するものと考えられる。

江州湖上往還之船定条々

- 一、往還之舟運賃之事、五拾石舟卷艘ニ付而江北朝妻海津より大津迄拾八里之分、銀子拾六匁五ふん宛可取之、舟大小雖有之右五拾石舟ニ応し可取之事

- 一、右為御公用年中銀子七百枚宛可致運上事
- 一、御藏米、樽木、また板御材木、其外公事船之儀、奉行切手次第浦々舟番折にして可出之事

一、先年以 御朱印被仰出候浦々舟ともおり法度之儀、弥不可有相違事

一、御さかな物、毎日鯉五ツ宛可上之、然上者最前以 御朱印被仰付族雖有之不可取之事

右条々被定置訖、若違犯族有之者、速可被如御成敗者也

慶長三年六月十八日

(朱印)  
観音寺

湖上往還の船は、五拾石船を規準にして湖北朝妻・海津から大津まで十八里間で銀十六匁五分を船運賃として徴収し(第一条)、その代償に公用として観音寺から一年に銀七百枚を納め(第二条)、公用には船奉行の切手次第で船を出し(第三条)、先年(天正十九年の「定書」第四条)の番折法度を遵守し(第四条)、毎日鯉五匹宛を献上物として納める(第五条)ことが定められた。船運賃の基準・公用銀・公事船・番折法度の規定は、船奉行の舟運管理権を明確ならしめ、「運賃の標準を示して、奉行観音寺に受負制を取らしめ」ることとなる。

なお、この「定書」の解釈にあたって脇田修氏は、「代官として仲間の差配をおこなった」とし、これを大津百艘船仲間支配のものと考えられ、仲間から運上銀を徴収したと述べておられるが、百艘船仲間はその設置要因及びその機能からして船奉行が管轄した湖上舟運に関係があったか否か疑問である。すなわち、「大津百艘船

由来」に拠れば、「秀吉公天正十五亥年二月より京伏見御在城と被為成、因茲御軍用之船繁、殊更東国北国表之諸大名様方御往来に付、當所船少に而は御通用難相勤旨御下知を以、當津御城主浅野弾正少弼様大津住居之船持共被召出、於當津船百艘持立可申段被仰付、近江浦々船持共相集め、逐日百艘に都合之旨奉取上候」と言い、大津・坂本堅田・木浜を合せ百艘を集め、諸役を免除して湖上の自由な航行を保障したものである。それは豊臣政権の流通支配の一環として考えられないでもないが、その意図するところは軍事用で、大津城主浅野長吉のもとに付けられたものと言える。だからこそ「大津の船主十六人は秀吉の命を受けて船百艘(所謂百艘船なり)を備へて大津浦よりする旅客・貨物積受の特許を得たれば、本令の拘束は受けざりしなるべし」と言われるように、大津百艘船仲間は船奉行支配下であったのではなく、浅野氏に直属したものであると言える。

右の「定書」に基づき船奉行観音寺は、同年六月二十七日にさらに詳細な船運賃を次のように定めた。

- 一、五拾石舟壹艘ニ付而銀子拾六匁五ふん宛右之内七匁御運上、九匁五ふん舟ちん
- 一、高荷壹駄ニ付而銀子式匁壹ふん宛、此内壹匁六ふん御運上、六ふん舟ちん
- 一、塩壹駄ニ付而銀子五ふん宛、此内式ふん式りん御運上、式ふん八りん舟ちん

一、くれ木まさ板材木并竹五拾石舟壹艘ニ付而銀子拾三匁宛、此内七匁御運上、六匁舟ちん

一、葭五拾石舟壹艘ニ付而御運上三匁五ふん宛

一、灰わり木黒木五拾石舟ニ付而銀子四匁宛

一、人舟之事老人ニ付而御運上分壹升宛之事

一、打下ヨリ勢田迄之間、炭薪くろ木五十石舟ニ付而御運上式匁五ふん宛 (下略)

全十八条に及ぶこの船運賃規定は、「往還之船定条々」の第一条に基づき、荷物別に明細を定めたもので、その荷物各個の回漕費は運上銀と舟賃とが加算されたものである。荷物別のため必ずしも同率の運上銀が加算されたとは言えないが、全体的に言って回漕費に占める運上銀の比率は五〇%程度である。船奉行観音寺が船運賃の受負を果したことは先に述べた通りだが、その史料に言う船運賃とは、舟運本来の運賃(舟賃)とこれにともない賦課されることの船税(御運上)を加算した上で決定されたものであることが知られる。そしてこの運上銀は、一年に七百枚を船奉行から納入することになっているが、その徴収が舟運量によって規制されることは言うまでもなく、多い場合には船運賃受負の船奉行のもとに剰余が取得される可能性があるのではなからうか。

観音寺は、織田信長による延暦寺焼打ちの結果寺領を失った山門に対し、「山門領御寄附無之内は、観音寺より堪忍領遣し扶助仕置」<sup>⑤</sup>いたと言い、その扶助は慶長元

年(一五九〇)秀吉により山門寺領一五六〇石余が寄進されるまでの間つづいたと伝えている。また日吉二宮社再興でも私財を醸金したと言う。これらのことは、寺領わずか四七〇石の観音寺には不可能に近く、そこには当然寺領以外から恒常的な収益があったことを想定させる。船運賃受負から生ずる剰余が、その財源の一つとなったのではなからうか。観音寺は、既に天正十三年(一五八五)頃から近江蔵入地代官を兼帯している。豊臣政権の蔵入地支配の特徴として初期には在地土豪・豪商或いは寺院等へ徴税を受負わせており、その徴税制度が定請高制を実施している場合は「定請高が金子で設定されているか、或は金子納入が許されている場合は、米価と金相場の変動の如何によって、徴税請負人の個人的な剰余取得の可能性が大きい」と指摘されている。このことは観音寺の場合にも、同寺文書中に散見する金子請取状によって首肯できるものである。もちろん、船運賃に対する「定書」が後年になって出されていることから、天正年間にあつて果して船奉行が運上銀を徴収しえたかどうかは速断できないものの、その可能性は充分に考えられることではなからうか。

船奉行兼蔵入地代官としての観音寺詮舜の事績が最も明らかとなるのが次に述べる朝鮮出兵時においてであり、水夫の徴発及び兵糧米輸送等に、その特務を発揮する。

三

文禄・慶長の役に観音寺が豊臣政権内の一吏僚として従軍したことは注目に値する。秀吉は、天正二十年正月五日に朝鮮出兵のため諸將に出陣を命ずるが、これに先立って近江では三日に渡海のための水夫を徵発すべく「加子改」を次のように実施した。船奉行が水夫をも支配したことは当然考えられるところであるが、その点については、この「加子改」以前には史料上ほとんど窺い知ることができなかったのである。これが仮に臨戦体制のための暫定的な措置であったとしても、船奉行が水夫を支配したことは明らかとなる。

覚

一、江州浦の加子上中下相改められ五分一召出され候事

一、右の五分の一召出され候加子の妻子に二人扶持、同召出され候其身に御陣にて二人扶持下さるべき事

一、配當事上の加上子は十石、中は八石、下は六石宛可被下事

以上

正月三日

長大  
正家(花押)  
増石  
長盛(花押)

観音 寺殿

石川久五郎殿

早川主馬殿

江州浦の加子の等級を定め全体の五分の一を徵発し、その本人には陣中で二人扶持、妻子にも二人扶持を給与すること、また配当として上の加子に一〇石、中に八石、下には六石宛給与することを観音寺ほか二名の船奉行に命じている。かくて大津では三十五人、長浜で十六人、神崎郡山路村で一人、同福堂では二人七分が徵発され、その他の浦々からも多数の加子が徵発されたものと思われる。文禄四年(一五九五)の「江州蒲生郡 栗太郡内并堅田御蔵入算用状之事」には

一、拾五石七斗三升

江州浦加子百廿九人高麗へ被連廿日分飯米、京升拾貳石九斗、一日一人ニ五合宛

とあつて近江からは一二人の加子が徵発されたことが判明する。豊臣政権の統一軍役は、近江の場合は一〇〇石につき四人であることから右の「加子百廿九人」はかなり少なく、湖辺の村々に対してのみ課せられたものであると言える。なお、この朝鮮出兵において水軍の編成には、水夫の徵発のみならず、船そのものを徵発した例が越前にはある。

観音寺は、水夫の徵発とともに、兵糧米輸送を担当する。秀吉は、天正二十年二月に近江蔵入地の米三万二千



石を次のように大津へ回漕せしめている。

大津可相届米の事

一、一万二千石 先代官かす屋内膳坂田米 益庵手

前分

一、一万石

先代官増田右衛門尉上甲賀米 駒井中務少輔手前分

一、一万石

同 神崎米 同

右の分手寄の船共へ申付早速大津へ相届くべきもの

二月六日

観音寺

(朱印)

この蔵入地米の回漕は、観音寺が預る蔵入地のものでないから、輸送面において舟運を支配する観音寺が他の代官支配地の米をも担当したことがわかる。同年十二月に豊臣秀次は、坂田郡米四千石を大津の富田喜太郎方へ回漕せしめ、文禄二年(一五九三)閏九月二十日に近江中郡から二〇〇石、同二十三日に二二〇石、十月十三日に千石、同十九日に二千石、そして十一月七日に近江北郡の蔵米千石をそれぞれ大津へ回漕せしめている。かかる蔵米輸送は、朝鮮出兵の一兵站を担ったこととして重要であり、さらにこの臨戦体制の中で、船奉行観音寺詮舜は、自ら名護屋に赴き兵糧米確保に尽力することとなった。

一方、天正二十年正月二十七日には渡海の準備として

「海路諸法度」が出されている。従来、この「法度」についてはほとんど顧みられていないが、全十九条のうち第七条の条文は河川航路について触れていることから、琵琶湖の舟運、とりわけ兵糧米の輸送に適用されたものと考えられよう。

一、川ノ内ニテ上リ船下リ船ノ時ハ、下リ船ヨリヨ

ケ候テ、上リ船ニカマハザルヤウニ可仕事、但

上リ船ニ下リ船アタリ、上リ船ソコネ候ハ下リ

船ノモノ可為越度事、下リ船ソコネ候トモ、其

船頭可為損事

これでは上り船に優先権があることを確認しており、琵琶湖舟運の場合は湖北から湖南大津へ行く船を上り船と呼称することから、兵糧米等の安全輸送を考慮した上で規制されたものと考えられる。

以上、船奉行の水夫支配を文禄・慶長の役にその例を求めて述べたが、かかる臨戦体制時以外においてのそれが如何なるものであったかは委細不明である。天正十九年(一五九二)の全国的な検地・身分令・人掃帳の作成は、水夫の掌握をも確実にしたであろうことは十分推定でき、それゆえに翌年の朝鮮出兵に琵琶湖の水夫をも徴発することができたわけである。ただ、水夫の身分的・経済的諸側面にわたる支配については、湖上舟運の特権を与えられた「大津百艘船仲間」の機構を分析することによりその一面を明らかにすることができると考えられ

る。船奉行が管理するところの舟運に携わる水夫と右の百艘船仲間の水夫とを一体に看做しうるのかどうか若干の疑問もあるが、今はこれを指摘するにとどめて置く。

#### 四

観音寺が船奉行に就任した経緯は、二で少し触れたが、ここで改めてその歴史的背景について考えてみよう。

永祿十一年（一五六八）九月二十六日に上洛を果す信長は、その前日に志那渡を通過する。これに先立つ六月に、観音寺が寺領を安堵されたことを考えると、この時期に信長と観音寺との間で何らかの折衝があったことが知られる。それは「志那浦を中心に湖上の水運権を握っていた観音寺と款を通ずることによって入京を容易にしよう」と秘かに計画していたものと推測される<sup>⑧</sup>と説明されるように、志那渡の支配を媒介として観音寺は信長により掌握されるに至った、と考えてよいであろう。信長が上洛するためには近江を通過せねばならないが、近江の状況は「至当国被移御座、入洛之儀被仰出候之処、則信長可供奉旨候、雖然江州依難叶通路<sup>⑨</sup>」と信長自身をして言わしめるものであり、通路の確保は緊急事であった。八月には信長は甲賀諸侍中と款を結び、また六角氏への武力攻略をもって上洛への通路を開く。九月には沖嶋に禁制を出し、「廻船令違乱之事<sup>⑩</sup>」を命じている。沖嶋に対しては、さらに元龜三年（一五七二）には次の

ような早船の用意を命じている<sup>⑪</sup>。

今度北郡へ可出馬候、其付以早船敵地之浦々可放火候、早船三艘被馳走、自身乗候て、林与二左衛門尉并堅田衆相談、可有行候、此刻別而可被入精事、可為忠節候、恐々謹言

六月廿七日

信長（朱印）

沖嶋

惣中

これは浅井氏攻撃のために早船をもって浅井氏領の浦々に放火することの協力を求めたものであり、さらに『信長公記』天正元年（一五七三）五月二十二日条にも大船の建造を命じていることが見える。信長の上洛工作及びその後の天下統一事業の中で湖上舟運が、殊に軍事目的のために利用された事実は、早くから湖上舟運に關係した観音寺を織田政権の末端機構として掌握せねばならない不可欠な政治的状況があったことを物語っている。かかる認識のもとに先の観音寺の寺領安堵を理解することができる。

元龜元年の六角氏との抗争に観音寺は織田方として参画する。六月四日の野洲川原の戦いで六角承禎は敗れたものの、浅井・朝倉を待み抵抗を続け、十一月二十一日について信長に降った。この一連の抗争の中で観音寺は、六角氏に与した欲賀氏<sup>⑫</sup>攻略のために次のように情報探索を依頼される<sup>⑬</sup>。

欲賀儀御調略子細在之由尤候、火手次第人数可進候、

夕新五郎（子細カ）御返事候、其元様子被聞召合、守山

へ可有御注進候、不可有御油断候、恐々謹言

九月四日

信盛（花押）

観  
御返報

同二年（一五七二）八月二日付明智光秀書状に「誠毎度御無心之儀ニ候へ共、其元無案内之儀ニ而頼入候」と、

信長の出陣を報じ、その援助を求めており、年次未詳十二月六日付佐久間信盛書状には観音寺が信長の馬を預っていることが見え、三月十二日付書状には「乍御造作其方ニ泊可申候」と、かなり緊密な関係を保持していたことが窺える。このことは、織田氏が直面する政治的課題の克服には、まず在地の諸勢力を掃蕩するとともに、一方では有力寺院・豪農商・在地土豪等に依存せねばならないという、征服地における織田政権の基本路線であったと言える。

かつて信長は、足利義昭に堺・大津・草津を代官地として望んだと言われ、そのうちの草津は古くから交通の要衝地と知られ、芦浦観音寺とも近接している。観音寺は、かかる地域にあって近江の諸状勢を的確に掴んでいたと考えられ、まして湖上舟運に係属していたとあれば信長のもとに糾合されるのは不可避的であり、またその期待に応え全面的に協力体制を保ったからこそ天正二年

（一五七四）に船奉行に任命されたものと考えることができる。

初代船奉行であった早崎平蔵罷免の理由については明らかではなく、「江州湖水船奉行次第」に拠れば、「船御奉行、信長公ヨリ御役被召上」とあるのみである。また、早崎平蔵についても委細は不明で、『戦国人名辞典』には秀吉馬廻とある。が、天正十一年（一五八三）五月二十五日付長命寺宛書状によって一端を知ることができ<sup>⑧</sup>る。

當寺之事、秀吉様為御祈禱諸役被成御免除候、向後平駄ニ不可有船役候、恐惶謹言

天正十一年

早崎平三

五月廿五日

家久（花押）

長命寺

御房中

これに拠れば早崎平三は船奉行か、これに準ずる地位にあったことを示唆しており、彼が湖北浅井郡早崎の出自であることから、琵琶湖北部に関しては早崎が分担していたのではないかとも考えられる。しかし、天正二年に観音寺が船奉行に就任したのは、前年に事実上室町幕府が滅亡したこと、浅井氏を滅亡させたことなどから織田政権の統一の封建権力として第二期に入ったことに基づくものであると言える。同八年（一五八〇）十一月には「寺領分蘆浦在所一色斗代参百石余事無異儀申付候迄、

如當知行可進退以下志那渡船如有來可存知候也」と、寺領三〇〇石余と志那渡船の支配を「如有來」く安堵され、同十一年八月には秀吉により確認される。

以上の事由から湖上舟運は、軍事戦略上重要かつ緊急性をおびたものであったことが分り、このことは取りも直さず湖上舟運を支配する機関が当然に要求されるものであり、ここに観音寺が既得権の安堵として、或いは元龜年間の近江平定策への奉仕に対する恩賞的な意味合から、船奉行に任命されるに至ったものと考えられるわけである。

## 五

船奉行兼近江藏入地代官であった観音寺第九世詮舜の事蹟については、三の朝鮮出兵の問題で触れたとおりであるほかに、山門再興の過程で秀吉に接近し、天正十七年（一五八九）の方広寺大仏開眼供養を目前にして起った一事を見れば、詮舜の実力のほどが窺われる。すなわち、天台座主尊朝法親王から詮舜に宛て次のように依頼している。

其後者不能面謁、積鬱之至候、仍就今度大仏齋会供養之儀、当宗座次之事先日民部卿法印へ以事書従山門及訴訟候間、従三門跡相副使者申理候、于今無一途候、既出仕明日之儀候、急度濟候様むつかしなから調法肝要候、種々馳走之由先以令祝着候、雖不及

書中儀候、如此候、靈山者王舎城之良、天台山者長安城之丑力、叡山者平安城之東北、三国相応之約束、鎮護国家之道場、限吾山事、古來無其隱候、此段民法へ可然様伝談肝要之事候、猶期面談之次第也

十月廿日

観音寺

（花押）

これは、十月二十五日の大仏開眼供養の時の座次問題で、方広寺建立に尽力したのが高野山の木食上人であったことから天台宗が真言宗の下に座わることとなり、天台宗の面目上山門から京都の奉行前田玄以に訴えていたが、何の連絡も受けないままに期日一日前になり詮舜に尽力を依頼したわけである。このことは、既に詮舜が豊臣政権の一吏僚として相当の影響力を持っていたものと考えることができる。

最後に、船奉行のその後について一言しておく。船奉行の機能は、豊臣政権崩壊後も徳川氏により継承され、慶長六年（一六〇二）には初めて、近江諸浦の船数を調査しており、湖上舟運の全面的な管理を実施する。

元和偃武までの湖上舟運の特徴は、軍事目的が先行しており、兵糧米の輸送が主眼であったことは言うまでもないが、その後は北陸及び東国の領主米等の大坂への輸送航路として発展する。それに伴う船同志の衝突の事故に船奉行が如何に対処したか不明であるものの、商品流通路としての湖上舟運の保全に従事したであろうことは

当然のこととして考えられる。さらに、船奉行の職能として漁業の管理・浦年貢の収奪(例えば慶年貢・真薦年貢・臥年貢など)等の諸側面を如何に捉えて行くべきか船奉行の研究に一つの課題を残すままとなったが、少なくとも船奉行の設置要因が軍事目的から流通路支配へと転化して行く過程に、織田・豊臣そして徳川政権の統一的封建権力の湖上舟運掌握のあり方を知ることができる。

注

- ① 船奉行の呼称に関して「大津百艘船由來」(『大津市史』三卷)には「湖上船御奉行」とあり、天明六年七月の「早崎村申上状案」(『東浅井郡志』四)にも「天文中湖上舟奉行早崎平蔵様」とあるが、寛文五年一〇月一八日付の京都町奉行宛「覚」(観音寺文書)には「江州湖水船奉行」とあり、また「江州湖水船奉行次第」(同上)と言う史料もあることから、本稿では湖水船奉行とする。ただ、前者は近世以前に用いられ、後者が江戸時代に使用されたことは、おのずとその職掌に変化があったものと考えられよう。
- ② 詮舜は、天文八年(一五三九)に生れ、同二年山門西塔正教坊詮運阿闍梨について出家し、元龜二年(一五七二)織田信長の比叡山焼打ちの際、災禍を逃れ観音寺に入る。天正二年(一五八三)から慶長初年にわたり山門再興に尽力し、この間天正一七年に第九世観音寺住職となる。朝鮮出兵・伏見城築城にも尽力し、同一八年には検地奉行(『今堀吉神社文書』)をも勤め、慶長五年(一六〇〇)二月一九日

示寂する。(観音寺文書「葦浦観音寺第八世詮舜阿闍梨行業略記」)

- ③ 岩沢愿彦「山城・近江における豊臣氏の蔵入地について」(『歴史学研究』二八八号)、山口啓二「豊臣政権の成立と領主経済の構造」(『日本経済史大系』3所収)。なお、山口啓二氏は右の中で観音寺を「庄園管理を通じて湖上舟運の特権をもち、織田政権の近江制庄と結んで湖上支配権を拡大していた」と述べておられるが、庄園管理云々については、そのような事実は見当たらない。

- ④ 『滋賀県史』第三卷二一七頁
- ⑤ 今谷明『戦国期の室町幕府』八五頁以下
- ⑥ 『平安遺文』六八七号
- ⑦ 『菅浦共有文書』
- ⑧ 小番城共有文書(『江州堅田漁業史料』)
- ⑨ 「本福寺跡書」(『真宗全書』六四)
- ⑩ 新行紀「中世堅田の湖上特権について」(『歴史学研究』三三四号)
- ⑪ 奥野高広「織田信長文書の研究」所収一四三三号
- ⑫ 堅田旧郷土共有文書(『滋賀県史』五巻)
- ⑬ 『大津市史』中卷三二八頁
- ⑭ 観音寺文書
- ⑮ 同右。六角義賢は永禄五年四月一八日から「承禎」と称するようになった。
- ⑯ 三浦周行「観音寺文書について」(『日本史の研究』所収)
- ⑰ 竹生島文書(『東浅井郡志』四巻)
- ⑱ 居初文書

- ⑳ 観音寺文書
- ㉑ 『滋賀県史』第二卷四五七頁
- ㉒ 脇田修『近世封建制成立史論』一四五頁
- ㉓ 『大津市史』三卷
- ㉔ 『滋賀県史』第三卷四五七頁
- ㉕ 居初文書
- ㉖ 観音寺文書
- ㉗ 朝尾直弘「織豊期の畿内代官」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収)
- ㉘ 木村家文書。宛名人のうち早川主馬は、朝鮮出兵時には「高麗舟奉行」に就任している(『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書三八八六、天正廿年三月十三日「高麗渡海陣立書」)。なお、三鬼清一郎「朝鮮役における軍役体系について」(『史学雑誌』七五編二号)参照。
- ㉙ 同右
- ㉚ 南部晋氏所蔵文書
- ㉛ 『滋賀県史』第三卷四四三頁
- ㉜ 観音寺文書
- ㉝ 文禄二年二月九日に秀吉は次のように敦賀郡の船道頭であった塩屋新五郎に船の調達を命じている。「船相揃次第、可被成御渡海候之条、高麗在之舟共儀者不及申、面々在所へも

申遣、此時ニ候間、船数有之様ニ入精可有馳走候、於名護屋直ニ可被為請取候条、一艘も多候程可為手柄候」云々(川船文書、「敦賀郡古文書」二二二頁)

- ㉞ 観音寺文書
- ㉟ 南部晋氏所蔵文書
- ㊱ 『駒井日記』(『改訂史籍集覽』廿五冊)
- ㊲ ③⑦ ③⑧ ③⑨ ④① ④② ④③ ④④ ④⑤ ④⑥ ④⑦ ④⑧ ④⑨ ⑤① ⑤② ⑤③ ⑤④ ⑤⑤ ⑤⑥ ⑤⑦ ⑤⑧ ⑤⑨ ⑤⑩ ⑤⑪ ⑤⑫ ⑤⑬ ⑤⑭ ⑤⑮ ⑤⑯ ⑤⑰ ⑤⑱ ⑤㉑ ⑤㉒ ⑤㉓ ⑤㉔ ⑤㉕ ⑤㉖ ⑤㉗ ⑤㉘ ⑤㉙ ⑤㉚ ⑤㉛ ⑤㉜ ⑤㉝ ⑤㉞ ⑤㉟ ⑤㊱ ⑤㊲ ⑤㊳ ⑤㊴ ⑤㊵ ⑤㊶ ⑤㊷ ⑤㊸ ⑤㊹ ⑤㊺ ⑤㊻ ⑤㊼ ⑤㊽ ⑤㊾ ⑤㊿
- ④① 『日本経済大典』第一巻に収載されており「右船法之条々者、朝鮮国為退治、渡海之砌、海陸無往来之惡事為思食入給集旧記、就中無詮捨曲路、有益取直道、以後代之備明鏡、最守此旨、宜沙汰者也」と、朝鮮出兵に備えて発給されたものであることがわかる。
- ④② 柴田実「芦浦観音寺と観音寺文書」(『滋賀県古文書等緊急調査報告一』芦浦観音寺文書)所収)
- ④③ 奥野高広『織田信長文書の研究』所収九三号
- ④④ 同右 一〇一号
- ④⑤ 同右 三二六号
- ④⑥ ④⑦ ④⑧ 観音寺文書
- ④⑨ 長命寺文書(『東浅井郡志』四卷)
- ⑤① ⑤② ⑤③ ⑤④ ⑤⑤ ⑤⑥ ⑤⑦ ⑤⑧ ⑤⑨ ⑤⑩ ⑤⑪ ⑤⑫ ⑤⑬ ⑤⑭ ⑤⑮ ⑤⑯ ⑤⑰ ⑤⑱ ⑤㉑ ⑤㉒ ⑤㉓ ⑤㉔ ⑤㉕ ⑤㉖ ⑤㉗ ⑤㉘ ⑤㉙ ⑤㉚ ⑤㉛ ⑤㉜ ⑤㉝ ⑤㉞ ⑤㉟ ⑤㊱ ⑤㊲ ⑤㊳ ⑤㊴ ⑤㊵ ⑤㊶ ⑤㊷ ⑤㊸ ⑤㊹ ⑤㊺ ⑤㊻ ⑤㊼ ⑤㊽ ⑤㊾ ⑤㊿